

投資サービス法の素案公表

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年5月27日、金融庁は「投資サービス法」の素案を公表した。

「投資サービス法」とは、幅広い金融商品や投資サービスを対象として、販売・勧誘規制や開示規制などを横断的に定める法律のことである。

本稿では、金融庁の示した素案の概略を紹介する。

はじめに

2005年5月27日、金融庁は金融審議会において「投資サービス法」の素案に当たる「中間整理（議論のたたき台）」を公表した¹。

「投資サービス法」とは、幅広い金融商品や投資サービスを対象として、販売・勧誘規制や開示規制などを横断的に定める法律のことである。

一般に「投資サービス法」と言えば、英国における「1986年金融サービス法」（預金や保険を含まないものであった）や「2000年金融サービス市場法」（預金や保険も含んだ幅広いもの）が連想されるだろう。

わが国においても、こうした英国における規制などを念頭において、昨年秋から金融審議会において「投資サービス法」導入の検討が進められてきた。

以下、金融庁が公表した素案の概略を紹介する。

1. 投資サービス法の対象範囲

素案では、「可能な限り幅広い金融商品を対象とすべき」との考え方を示している。

具体的な投資サービス法の適用対象となる「投資商品」と「投資サービス」の範囲については、次のような案が示されている。

【投資（金融）商品】

¹ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryu/kinyu/dai1/f-20050527_d1sir.html) に掲載されている。

国債・地方債
 社債その他これに類する法人に対する金銭債権
 株式その他の法人に対する出資持分
 信託受益権
 集団投資スキームの出資持分
 投資商品に対する権利
 外国の法令に基づく以上の権利に類する権利
 その他政令で定める権利
 預貯金契約に基づく権利
 保険契約上の権利
 無尽に係る契約に基づく権利

【投資（金融）サービス】

投資（金融）商品の売買（の媒介、取次ぎ又は代理）
 デリバティブ取引（の媒介、取次ぎ又は代理）
 投資（金融）商品の売出し（の取扱い）
 投資（金融）商品の募集又は私募（の取扱い）
 投資（金融）商品の引受け
 投資（金融）商品清算取次ぎ
 投資（金融）商品多角的取引業務
 資産の運用（契約の締結の媒介又は代理）
 投資（金融）商品に関する助言（契約の締結の媒介又は代理）
 投資（金融）商品の管理（保護預り）（契約の締結の媒介又は代理）
 その他政令で定める業務
 保険契約の締結（の媒介又は代理）
 預金等の受入れを内容とする契約の締結（の媒介又は代理）
 信託契約の締結（の媒介又は代理）
 無尽に係る契約の締結（の媒介又は代理）

素案では、「預金」や「保険」も「投資サービス法」の対象範囲に含まれている。その意味で、英国の「2000年金融サービス市場法」に近い形との指摘もあるようだ。

ただ、これは「販売・勧誘等に関するルール」については一元化すべき、との考えによるものである。「販売・勧誘等に関するルール」以外の部分については、現行の「銀行法」「保険業法」を維持することが想定されているようである²。

2. 規制内容

「投資サービス法」の規制内容については、次のような基本方針が示されている。

対象となる投資商品の拡大に応じて、これらを規制する既存の業法の規制内容を取り込みつつ、機能別・横断的に整理し直す。

機関投資家などを中心とするプロに投資商品を販売する場合などについて規制緩和を推進する。

個人投資家を中心とするアマに投資商品を販売する場合については、投資家保護を強化する。

以上の基本方針を基に、素案では、具体的に次のような案が示されている。

【業務範囲】

幅広い金融商品に関する販売・勧誘、資産運用・助言、資産管理を一体として規制する。
付随業務、兼業業務について、業務の自由度を高める。

【参入規制】

原則、登録制とする。

個別には下記の通りとする。

- 現行の証券会社に対応する幅広い投資商品の勧誘・販売・保護預りを行う業者.....現行の証券会社と同等
- 流動性の低い商品のための勧誘・販売を行い、保護預りを行わない業者.....自己資本規制を適用しない
- 他の投資サービス業者の委託を受けて投資サービスを提供する業者.....最低限の財務規制（現行の証券仲介業並み）

【行為規制】

誠実・公正義務.....投資サービス業者に義務付け

善管注意義務

忠実義務

自己執行義務

分別管理義務

.....資産運用・助言業者に義務付け

受託者責任を具体化した義務.....金融商品やサービスの性質を踏まえて横断的な義務付け

公告規制.....規定を設ける。

3 . 集団投資スキーム

各種ファンド全般について投資サービス法に基づく販売規制の対象とする。

素案では、投信法などの規制が適用されないファンドについても、次のような最低限の規制を課すこととしている。

【届出・登録】

原則として、届出又は登録を義務付ける。

【資産管理】

資産のないように応じた分別保管を義務付ける。

【運用者の資格要件】

投資商品を含む資産の運用を行う場合は、投資サービス法上の資産運用業者による運用を義務付ける。

² 2005年5月28日付日本経済新聞。

【受託者責任・利益相反防止措置等】

ファンド運用者等が投資サービス法上の業者でない場合、これらの者について受託者責任や利益相反防止措置などの規定を整備する。

【運用報告】

財務・運用状況などについて投資家に定期的に報告を義務付ける。

4 . 市場のあり方について

素案は、投資サービス法の制定により、販売業者や市場の取り扱う商品の範囲が広がるなか、市場の効率性、公正性、透明性の向上に努める必要がある、としている。

具体的な方向性としては、次の事項を挙げている。

【取引所の上場商品の拡大】

取引所の上場商品として、有価証券や金融先物などの投資商品に加え、幅広い商品の取扱いが可能となるようにする。

上場に際しての届出制の範囲を広げるなど規制緩和により市場の効率性を向上させる。

【株式上場制度】

証券取引所による上場審査・管理の適正化。

企業再生の過程での運用のあり方など上場基準の見直し。

証券取引所においてコーポレート・ガバナンスを確保するための規則整備など。

【ディスクロージャー制度】

投資商品の性質等に応じたディスクロージャー。

適格機関投資家の範囲の見直し。

四半期報告制度のあり方。

財務報告に関する「内部統制」の整備。

【公開買付制度】

公開買付制度のあり方（透明性、投資者間の公平性など）。

大量保有報告書制度のあり方。

5 . ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

素案は、投資サービス法に基づくルールの実効性を確保するために、次のような措置が必要としている。

【市場行政体制の強化】

企画立案、監督、監視のいずれの部門においても、大幅な体制強化。

国際的な連携・執行のための体制の整備（証券分野における国際的な情報交換枠組みの早期構築など）。

【市場監視機能の強化】

課徴金制度の内容等の検討

- 例えば、次の規制の違反者に対する民事責任を追及できる規定の検討
- 元本以上の損失のおそれがある投資商品を販売する場合の行為規制
 - 未登録業者による販売・勧誘行為など

【自主規制機関の機能強化】

自主規制機関の組織率向上

関連自主規制機関間の連携（苦情処理・あっせん業務の業態横断的な取組みなど）

取引所の自主規制部門のあり方

【投資サービス業者のコンプライアンス強化】

登録要件の整備

アウトソーシング先などへの調査・処分権限

今後の予定

今回公表された金融庁の素案を受けて、金融審議会は更に審議を加え、6月中にも報告書を取りまとめることが予定されている。

新聞報道によれば、報告書を基に、金融庁は来年通常国会での法案提出を予定している模様である³。

³ 前出 2005 年 5 月 28 日付日本経済新聞。